

## 議案第17号

### 飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下この項において同じ。）の職務（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に

規定する指定訪問看護事業者をいう。) の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 54 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第 65 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 73 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定に

よる」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

##### （身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

##### （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(管理者)	(管理者)
<p><b>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</b></p> <p>2 省略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58</p>	<p><b>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</b></p> <p>2 省略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58</p>

条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号))附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとし

		ても差し支えない。
2 省略 (内容及び手続の説明及び同意)	2 省略 (内容及び手続の説明及び同意)	
第12条 省略	第12条 省略	
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 省略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u> をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 省略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの</u> を交付する方法	
3～6 省略 (掲示)	3～6 省略 (掲示)	
第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、	第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、	

<p>運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p>	<p>運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p>
<p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、<u>重要事項</u>をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第41条 省略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第41条 省略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

<p><u>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 省略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応</p>	<p>(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 省略 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応</p>
---	---

<p>型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)</p> <p><b>第45条 省略</b></p> <p>2～5 省略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設又は介護医療院</td><td>省略</td></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>7～13 省略 (管理者)</p> <p><b>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管</b></p>	省略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設又は介護医療院	省略	省略			<p>型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)</p> <p><b>第45条 省略</b></p> <p>2～5 省略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、 <u>指定介護対応型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院</td><td>省略</td></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </table> <p>7～13 省略 (管理者)</p> <p><b>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管</b></p>	省略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、 <u>指定介護対応型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	省略	省略		
省略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設又は介護医療院	省略											
省略													
省略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、 <u>指定介護対応型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	省略											
省略													

理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下この項において同じ。）の職務（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事すること

<p>2～3 省略 (身体的拘束等の禁止)</p>	<p>ができるものとする。</p>
<p>第54条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行っては ならない。</p>	<p>2～3 省略 (身体的拘束等の禁止)</p>
<p>2 省略</p>	<p>第54条 指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、<u>身体的拘束その他の利用者 の行動を制限する行為</u>(以下「<u>身体的拘 束等</u>」という。)を行ってはならない。</p>
<p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、身体的拘束等の適正化を図 るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対 策を検討する委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるもの とする。)を3月に1回以上開催する とともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図る こと。</p>	<p>2 省略</p>
<p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指 針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身 体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。</p>	<p>(利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資する 方策を検討するための委員会の設置)</p>
<p>第64条の2 指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者は、当該指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にお ける業務の効率化、介護サービスの質の</p>	

向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

#### 第65条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（記録の整備）

#### 第65条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる記録については、5年間保存しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<p>録</p> <p>(8) 省略 (管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 省略 (管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第84条 省略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め</u></p>	<p>(8) 省略 (管理者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 省略 (管理者による管理)</p> <p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第84条 省略</p>
--	---

るよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保すること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について

協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、利用者が協力医療機関そ  
の他の医療機関に入院した後に、当該利  
用者の病状が軽快し、退院が可能となっ  
た場合においては、再び当該指定介護予  
防認知症対応型共同生活介護事業所に  
速やかに入居させることができるように  
に努めなければならない。

7 省略

8 省略

(記録の整備)

第86条 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活  
介護事業者は、利用者に対する指定介護  
予防認知症対応型共同生活介護の提供  
に関する次に掲げる記録を整備し、その  
完結の日から2年間保存しなければな  
らない。ただし、第1号及び第2号に掲  
げる記録については、5年間保存しなけ  
ればならない。

(1) 省略

(2) 第77条第2項の規定による提供  
した具体的なサービスの内容等の記  
録

(3) 第79条第2項の規定による身体的  
拘束等の態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得  
ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の  
規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第  
2項の規定による苦情の内容等の記  
録

(6) 次条において準用する第38条第

2 省略

3 省略

(記録の整備)

第86条 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活  
介護事業者は、利用者に対する指定介護  
予防認知症対応型共同生活介護の提供  
に関する次に掲げる記録を整備し、その  
完結の日から2年間保存しなければな  
らない。ただし、第1号及び第2号に掲  
げる記録については、5年間保存しなけ  
ればならない。

(1) 省略

(2) 第77条第2項に規定する提供し  
た具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項に規定する身体的  
拘束等の態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得  
ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に  
規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第  
2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第

<p><u>2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 省略 (準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p><u>2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 省略 (準用)</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条<u>及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p>
--	--

<p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 省略</p>
--	--

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第二百二十八条第六項（新居宅サービス等基準第二百四十条の十五及び第二百四十条の二十一）において準用する場合を含む）、第二百四十四条の七第八項、第二百四十六条第六項、第二百五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第二百七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第二百三十六条第三項（新介護予防サービス等基準第二百五十九条、第二百六十六条及び第二百八十五条において準用する場合を含む）、第二百九十二条第三項（新介護予防サービス等基準第二百十一条において準用する場合を含む）、新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条规定の適用については、「謙じなければ」とあるのは、「謙じるよう努めなければ」とする。

卷之三

第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第三十九条の二（新居宅サービス等基準第百四十条の十三、第百四十条の三十二、第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）及び第百九十二条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第二百八十八条、第二百一十九条、第二百五十七条、第二百六十九条、第二百八十二条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準第二百四十五条（新介護予防サービス等基準第二百五十条において準用する場合を含む。）及び第二百四十五条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第六十二条の一（新地域密着型介護予防サービス基準第八十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条の三（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第三十六条の三（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条の三（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準第四十条の三（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

**第五条** この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百八十五条の二及び新介護予防サービス等基準第二百三十八条の二の規定の適用については、これらの規定中

「行水なれど」であるのは「行水

龍虎四百五十九

第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第五十二条第一項（新地域密着型サービス基準第六十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十五条第一項、新指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第三十条第一項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準第二十七条第一項（新特別養護老人ホーム基準第四十二条第一項、新特別養護老人ホーム基準第五十四条第一項（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

**第七条** 第十六条の規定の施行の際現に介護保険法（以下「法」という。）第九十四条第一項又は第百七十三条第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けているものを除く。）については、第十六条の規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第十六条の規定の施行の日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申出を行つたときは又はその指定の時前に法第七十七条第一項、第百十五三条の三十五第六項若しくは第三百二十九条の四第二項の規定によつて法第四十一条各第一項本文の旨を取扱つてゐるときは、この限りではない。

三 前号に係る店舗サニーピスについて指定店舗サニーピス事業者とみなされる旨に係る法第四十一一条第一項本文の指定を不要とする旨

前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健第一

たときは、その効力を失う。

第三百六十六条の規定の施行の際現に法第九十四条第一項又は三百七十七条第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問介護又は訪問リハビリテーションに係る法第四十一条第一項第一号イ又は同二号イに該する者）

本文の指定を受けているものに限ることについては、前項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中、「第十六条の規定の施行の廃止」とあるのは、第六十五条の規定の施行の日以後の廃止と解する。

規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」と、「第十六条の規定の施行の日の前日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第七十条の二第一項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。



4

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合には、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7

(略)

(記録の整備)

第八十四条 (略)

二 第七十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  
三 第七十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において適用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条の二、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条から第三十九条まで(第三十七条第四項及び第三十九条第五項を除く)、第五十六条、第五十八条の二、第六十条及び第六十一条の二の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一

条において、「第十一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十八条の二第二項、第三十一条第二項第一号及び第三号、第三十

二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。」の場合において、「第十一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第二十八条の二第二項、第三十一条第二項第一号及び第三号、第三十

二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「第四章第四節」と、第三十九条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「二月」とあるのは「六月」とあるのは「二月」と、第五十六条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五

八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(新設)

## (記録の整備)

## 第六十三条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

## 一・二 (略)

三 次条において準用する第二十一条第一項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第五十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知による記録

六 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 八 (略)

## (管理者)

第七十二条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居」とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

## (管理者)

第七十八条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等であつてはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者が相談対応を行う体制を、常に確保していること。

## (協力医療機関等)

## 第八十二条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めることに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。

二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行ふ体制を、常に確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名稱等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出なければならない。

## (記録の整備)

## 第六十三条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

## 一・二 (略)

三 次条において準用する第二十一条第一項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第五十三条第一項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十四条に規定する市町村への通知による記録

六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十七条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 八 (略)

## (管理者)

第七十条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居」とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

## 2・3 (略)

## (管理者)

第七十八条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

## (協力医療機関等)

## 第八十二条 (略)

## (新設)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めることに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名稱等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出なければならない。

(管理者)

**第四十五条** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3 | 2 (略)

(身体的拘束等の禁止)

**第五十三条** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

## 1 | 1 (略)

第一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる措置を講じなければならない)を三月に一回以上開催することとし、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

第二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

第三 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

**第六十二条の二** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催しなければならない。

(管理者)

**第四十五条** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第百十五条の四十五回第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

## 3 | 2 (略)

(身体的拘束等の禁止)

**第五十三条** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

## 2 | 3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

**第五十三条** 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

## 2 | 3 (新設)

(新設)

三 第四十二条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

四 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

7 13 (略)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中標に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中標に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	2 5 (略)  2 5 (略)	6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中標に掲げる施設等の職務に従事することができる。  6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中標に掲げる施設等の職務に従事することができる。	1 3 (新設)  1 3 (新設)	三 第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録  四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録  五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  六 (略)
7 13 (略)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中標に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中標に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	2 5 (略)  2 5 (略)	6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中標に掲げる施設等の職務に従事することができる。  6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中標に掲げる施設等の職務に従事することができる。	1 3 (新設)  1 3 (新設)	三 第二十四条に規定する市町村への通知に係る記録  四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録  五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  六 (略)

## (利用定員等)

## 第九条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第四十四条第七項及び第七十条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

## (管理者)

第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

## 2 (略)

## (掲示)

第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧により、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

## (記録の整備)

第四十条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二十一條第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

## (利用定員等)

## 第九条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ。）の運営（第四十四条第七項及び第七十条第九項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

## (管理者)

第十条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

## 2 (略)

## (掲示)

第三十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

## (記録の整備)

第四十条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二十一條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 利用者の居宅を訪問しない月(口ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるところに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する」と。

## ホ (略)

## 十七、二十八 (略)

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五條の三十の二第一項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)  
第八条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
(趣旨)			
第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	一、三 (略)		
四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第二十八条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第四十二条第十号及び第十一号、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条並びに第八十八条第二項の規定による基準	五、六 (略)		
(管理者)			

第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ことに専らその職務に從事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

四 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する」と。

## ハ (略)

## 十七、二十八 (略)

(新規)

(傍説部分は改正部分)

	改	正	前
(趣旨)			
第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	一、三 (略)		
四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第二十八条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第三十七条の二(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む)、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条並びに第八十八条第二項の規定による基準	五、六 (略)		
(管理者)			

第六条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ことに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

○厚生労働省令第十六号  
介護保険法(平成九年)  
び運営に関する基準等の

令和六年一月十五日

指定居宅サービス等の事業の人即 段階及び連絡に関する基準等の一部を改正する旨

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

校正後

(後綴部分に改正部乞)

敬正前

（後編部分に改正部分）

厚生労働大臣 武見 敬

第一條 基本法当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて從うべき基準 第四十一条、第四十一条、第五十条第六号(第五十八条において準用する場合に限る)、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第一百三十条第六項(第一百四十四条の三十二において準用する場合に限る)、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条(第二百六条において準用する場合に限る)及び第二百五条の二の規定による

とらう。第四十二条第一項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下「中核市」という。））においては、指定都市又は中核市（以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準（第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第六十条、第七十条、第八十条第六項（第一百四十四条の二十二）において準用する場合に限る。）、第一百四十条の二十七、第一百四十条の二十八、第一百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

三 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府

三 法第四十二条第一項第一号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府  
(略)

三  
法第四十二条第一項第二号の規定に依り、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る）、第九条（第四十三条、第五十八条、第一百九十九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第二十三条规定 第三号及び第四号（第四十三条において準用する場合に限る）、第三十条の一（第四十三条、第五十八条、第一百九十九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第一百九十九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第三十七条の二（第四十三条、第五十八条、第一百九十九条、第二百六十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る）、第四十二条の二（第五十条第三号及び第四号（第五十八条において準用する場合に限る）、第九十八条第三号及び第四号（第一百九十九条において準用する場合に限る）、第一百四条第二項（第一百九十九条及び第二百四十条の三十二において準用する場合に限る）、第一百四条の三（第一百九十九条において準用する場合に限る）、第二百一十五条第一項（第二百四十条の三十二において準用する場合に限る）、第二百一十八条第四項から第六項まで（第二百四十条の三十二において準用する場合に限る）、第二百三十一条第七項（第二百四十条の三十二において準用する場合に限る）、第二百四十九条第六号及び第七号（第二百六十条において準用する場合に限る）並びに第二百三十六条（第二百六十条において準用する場合に限る）の規定による基準

法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について若者府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第一百九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第一百九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十条の二（第四十三条、第五十八条、第一百九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第一百九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条の二（第四十三条、第五十八条、第一百九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条の三（第四十三条、第五十八条、第一百九条、第二百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条第一項（第一百四十四条及び第五十九条、第一百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第一百四条第二項（第一百四十四条及び第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十四条の二（第一百四十四条及び第五十九条、第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十四条の三（第一百四十四条及び第五十九条、第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第一百四十五条（第一百四十四条及び第五十九条、第一百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第一百三条第六項（第一百六条において準用する場合に限る。）の規定による基準。

四六

四六

## (電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

## 2 (略)

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一  
部改正)

## 第四十一条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

## (電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 2 (略)

## (入居申込者に対する説明、契約等)

## 第十四条 (略)

改 正 後

2 6 (略)

## (入居申込者に対する説明、契約等)

## 第十四条 (略)

改 正 前

## 2 6 (略)

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

## 一 (略)

二 電磁的記録媒体（電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいつてもつて譲渡するファイルに第一項の重要な事項及び第二項の事項の事項を記録したものと交付する方法

8 11 (略)

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則







(抜  
粋)

○厚生労働省令第百六十一号

栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月二十六日

(栄養士法施行規則の一部改正)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する。第一条 栄養士法施行規則(昭和二十二年厚生省令第一号)の一部を次の表のようして改正する。

厚生労働大臣 武見 敏三

○厚生労働省令第百六十一号